

平成21年度 第3回流山市福祉施策審議会 議事要旨

日時 平成21年11月12日（木）午後2時～4時

場所 流山市役所 第1・2委員会室

次第

1. 開会
2. あいさつ
3. 議題
 - (1) 流山市次世代育成支援行動計画（後期）素案について
 - (2) その他
4. 閉会

出席委員及び職員

会長・・・米山 孝平

委員・・・玉川 定雄 白井 みどり 漆原 雄一 松本 裕美 山崎 秀雄
篠田 光代 高橋 英吉 中 登 横尾 裕 中澤 金司

事務局・・・子ども家庭部長 沼澤 輝義 子ども家庭課長 針ヶ谷 勉
保育課長 宮島 芳行 子ども政策室長 矢野 和彦

子ども政策室主査 根本 貴章

社会福祉課健康福祉政策室主査 海老原 芳夫

傍聴人・・・なし

(1) 流山市次世代育成支援行動計画（後期）素案について
(事務局から説明)

委員： 最初に4ページの12の中で後期の方向性の中に「なのはな応援事業」とありますが、よく分からないのでこれについて説明をお願いします。

次に、チャイルドシートについてです。28ページの111に載っていますが、チャイルドシートの貸出を行っているということを全く知りませんでした。子育てをしている人の数人に聞きましたが全く知らないということでした。このPRはどのようにしているのですか。貸出の方法や、子育てが終わり、チャイルドシートが不要になった場合の受け入れ体制というものがあれば良いと思います。

29ページの116で後期の方向性の中に、「取り組みの質の」とありますが「の」が余分に入っているような気がします。

25ページの100延長保育ですが、上の段では「午後7時まで15か所→18か所」になっているのに、後期計画の方向性では「13か所→13か所」となっており、後期計画の数が少なくなっていますがこの数値でよいのですか。

事務局： 1点目ですが、「なのはな応援事業」についてです。私立保育園に補助を行っている事業に地域子育て支援センター事業があります。園を解放して子育て中の親に対する情報提供や各種サービスを行っている事業です。これを公立保育所の中でも、毎日ではありませんが日にちを決めて行っている事業が「なのはな応援事業」です。この事業は県の補助金で実施しています。

次にチャイルドシートについてです。このことについてご存じなかったということは大変申し訳ありません。この貸出については、子育て世帯に配布しています子育てガイドブックの中に掲載しております。また、このような問い合わせについても対応しています。

なお、このチャイルドシートの貸出は、市と連携を取りながらNPO法人市民助け合いネットが実施しています。

29ページの116については、文言の整理がまだ不十分なところがありますので、今後、整理して示したいと思います。

次に延長保育についてですが、表記の仕方が前回の計画ではあまり好ましくありませんでした。全体の保育所数に対して目標では細かく示しているところですが、もう少し分かりやすい表記に改めたいと思います。今一度検討して、この表記について訂正したいと思います。

委員： 子育て支援ブックは、どの時点で、どのような人に配布しているの

ですか。また、チャイルドシートのリサイクルについてお聞きします。

事務局： 子育てガイドブックの配布については、流山市に転入されてきた場合に、流山市ではどのような子育て支援事業があるのかを理解いただくために、出張所や関係窓口で配布しています。また、妊娠されたときの母子手帳の交付時に配布しています。

次にチャイルドシートのリサイクルについてですが、市では今年度100台購入しました。昨年度までは、老朽したものもありますが約70台ありました。現在貸出を行っていますが、保管場所がないことから、今後新規に購入することは考えていません。また一般の人から使用済のものを受け入れることもないと伺っています。

委 員： 対照表の31ページと32ページの児童虐待について伺います。

児童虐待というの非常に根が深いものですから、一つの機関だけの情報ではなかなか動きが取れないということです。事件について、それぞれの機関が少しづつの情報を持っていたということが多いと新聞などで報道されています。今、流山市では市民に対する児童虐待の情報を、市の窓口や保育所、幼稚園、病院、医院、警察、などで断片的にそれ持っているはずなので、それを総合的に集めて市民の情報として活用しているのかお聞きします。そして、当期の目標としてどのように推進していくのかお聞きします。

事務局： 児童虐待については、世間を非常に賑わしているところです。

流山市では、この防止対策として要保護児童対策地域協議会を設置しています。警察や児童相談所、病院の医師の代表、各々の関係団体に集まつていただき、その中で様々な問題について話し合っています。そして、各機関の専門委員に毎月集まつていただき、その機関で抱えているケースや問題について取り上げ、その結果をフィードバックし、ケースの支援に活かしています。このように活動していますが、今のところ重篤なケースはないという状況です。

委 員： 7ページの29の新しく書き加えていただいたところで「国基準を下回る水準にあり」ということですが、それはよい意味で言っているのか、水準よりも多く保育料を取っているのかが分かりません。

第3子の保育料が無料ということですが、預けている子どもが3人いれば無料になるという意味であったような記憶がありますので、もう少し書き加えていただくと正確になるのではないかと思います。

新旧を見比べて気になる点があります。「図ります」と書いてあるところから新しく「努めます」と変更されているところが何か所かあります。私の印象としては「努めます」と記述されると、努力しま

すが努力した結果出来ませんでしたということで終わってしまう懸念があります。例えば、3ページの8に「300人を超える保育所の整備に努めます」とありますが、旧の方には「行う必要があります」ということで緊急の課題のように書かれていきました。それが「努めます」ということになると、私の印象では、努力しますということでやる気が後退してしまったような印象を受けますが、その点についてどうですか。

事務局： 保育料についてですが、保育所の運用を行う経費というものは私立に関しては、国が1／2、県と市が1／4の費用を負担するという制度です。利用者である保護者にも一定の負担をいただく原則があります。ここで引用しているのは保護者からいただく保育料を指しています。保育料は国が所得に応じて7段階で決定しています。それを流山市では、さらに細かく20数階層に分けて、細かい基準を基に保育料を徴収しています。さらに最高基準額等についても、最大限配慮をしています。このようなことから記述しています。確かに分かりにくいういう半面があるものの、これまで必要最低限の文言で記述を行ってきましたが、良い表現を検討させていただきます。

第3子の考え方ですが、委員が言わされたとおり、現在の第3子の考え方とは、保育所、幼稚園、あるいはその他の子育て施設に3人の子どもが同時に入所している場合、初めて無料になるという考え方です。そこで、一般的に戸籍上で第1子、第2子、第3子とカウントしますが、ここで言うところの第3子が無料ということまでは残念ながら至っていません。今後もこの無料化については政策的な英断が伴いますので、今後の財政事情等を考慮しながらかかるべき時期にそのような対応が出来ればと思います。現状ではこのように受け止めていただきたい。

文言の使い方ですが、「努めます」という表現を多くのところで使っています。読み手のサイドに立てば、指摘のとおりだと受け止めています。しかしながら、事業を動かすものの中で、例えば保育所運営などには、国の動向が大きな影響を与える部分があります。平成21年度の時点では、なんとか取り組もうという姿勢も平成22年度以降に大きく方向転換が余儀なくされる可能性もあります。そのような要素が強いものは「努めます」という引用を使っているセクションが多いと捉えています。保育所の場合は例外なく、この国庫補助をいただきながら運営していくもので、必要性がありますという考え方とは「努めます」と変更してあります。この計画の初年度である平成22年度に

保育所の設置について概ね補助金も獲得でき、設置が可能であると現状では考えています。この計画を公表する段階までにそれが確約出来るということであれば、保育所の設置については、そのような文章表現にさせていただきたいと思います。

他の「努めます」を引用している部分については、国の動向などの要因で、動けないものに対して、そのような表記を使っています。

もう少し整理が可能であれば、パブリックコメント等の意見も聞きながら可能な範囲で見直していきたい。

委 員： 27ページの107学童クラブの活用ですが、以前は、障害児を持つ母親から子供が学童クラブに入れられなくて大変苦労された話をよく聞きます。以前よりは入りやすくなつたとは聞いていますが、ここには数値的なものが書かれていません。指導者の養成研修という方向になっていますが、現状や今後の見通しなどが分かれば教えていただきたい。

事務局： 学童クラブにおける障害児の受け入れについてですが、基本的には学校の運営母体、学校で普通教室に入っているお子さんであれば学童クラブも積極的に受け入れる方向で現在は行っています。障害児という言葉はあまり使いたくありませんが、引用上使わせていただきますが、障害を持ったお子さんを学童保育で受け入れる体制は整備しています。学童クラブの指導者が保育士の資格を持っていれば良いですが、無資格の人にも協力をいただいている背景があります。そのような現実の中で研修を積みながらステップアップしながら、安心安全の中でお子さんをお預かりする体制をとっていますが、絶対数の問題、例えば学童の総定員数や施設の大きさ、あるいは指導員数の絶対数の関係、そういう総合的な視点の中で、現在受け入れられるか否かの判断をしています。且つ、流山市は先程説明したとおり、学童保育は保護者等が主体となった運営委員会が進めています。最終的には、運営委員会が今申し上げたような条件を全てクリア出来て、安心安全でお預かり出来るというような場合に、初めて入園許可をしている現状です。この辺りについては、非常に要望が多いという観点から、学童保育運営委員会サイドも積極的に研修を積もうという姿勢があるのは間違ひありません。毎年研修を積みながら指導員の資質は向上していると思っています。数値ではなかなか表わせない部分がありますが、受け入れる幅は年々広がってきている、資質も向上しているという受け止め方を現状ではしています。さらに前進が出来るよう運営委員会ともども研究を進めていきたい。

委 員： 私も学童保育に預けている親として、そういう問題を一度指導員に聞いたことがあります。指導員も要請があれば受け入れたいけれど、市の方で相談したい時に相談出来る場所があれば、指導員も安心して受け入れる幅が広がるということでした。つばさ学園などに相談すればよいのですが、午後5時までしか相談が出来ません。学童保育は午後6時45分ぐらいまで預かっています。是非、学童クラブの保育時間内に相談ができるような体制を取ってほしいと指導員もいっていましたので、研修も十分必要かと思いますが相談体制もとっていただきたい。

事務局： 学童クラブ指導員の相談体制の時間帯についてですが、緊急性がどこまであるかということが問題になります。問い合わせに対して前向きな回答が出来ればよいが、専門的な知識を必要とする場合は即答出来ないケースがあります。利用しやすい環境を心がけたいと思いますが、限界があるものと現状では考えています。

もう一点は、障害手帳等を持つ子どもと発達障害等で判断が難しい子どもの区分が、学童だけではなく様々なところで注目されています。特に発達障害の子どもの対応が学童の方でも非常に悩ましい問題ということで、我々にも相談が来るケースがあります。これについては、相談員だけでは回答できない話です。その場合は我孫子市に発達障害センターがあり、専門の指導員がいますので、緊急的な対応はなかなか望めない部分がありますが、長期的なシェアを持って専門者のアドバイスを受けています。今年度も開催しましたが、我孫子市の発達障害センターの指導員に来てもらい、ノウハウを学童指導員に伝授していただく機会に努めています。

従って、なるべく学童の指導員や運営委員会に負担がかからない環境整備に努めることは今後も大きな課題であると受け止めています。即効的な処方箋が打てないのが現状ですので、今後の研究課題とさせていただきたい。

委 員： 普通学級に学習障害などで入っている子どもには、例えば柏支援学校などに支援コーディネーターの先生がいますが、そういう先生に指導を仰ぐことは出来ないのですか。学校教育の中に入っているわけで、学童クラブを支援する人に対して非常に参考になることだと思います。

事務局： 今の提案は非常にプラスの発想であると思います。相手サイドもありますし、対象となる保護者、あるいは児童の関係もあります。この辺りを充分に精査した上で前進しなければいけない問題であると思います。検討課題として進めます。